

## 7 環境保全

### (1) ゼロカーボンの推進

#### ア ゼロカーボンミーティングの開催状況

脱炭素社会の実現に向けた理解促進と取組の加速を目的に、ゼロカーボンミーティングを開催しました。

○令和7年12月15日（月）

「ゼロカーボンミーティングin佐久～竹林増加の影響から佐久地域の気候変動を考える～」

・内容：講演・情報交換、体験・展示等（参加者 50人）



#### イ 再生可能エネルギー関連県補助事業等の主な実績・事例

佐久地域は、全国トップクラスの「日照時間」や豊かな「森林・河川」に恵まれた、自然エネルギーの導入に適した地域です。県では、「2050 ゼロカーボン」の実現に向け、既存住宅への自家消費型太陽光発電等の導入支援をはじめ、市町村や民間事業者等が地域資源を活用して取り組む再生可能エネルギーの創出や脱炭素化の推進に対し、各種補助事業を実施しています。

○主な県補助実績とその後の状況（波及、成果など）

補助年度	事業者	概要
令和元年度	南相木村 (893)	役場等へ薪ストーブ2台を県費補助により導入し、公共施設が薪の確実な買い手となることで、村内での薪生産と供給体制を確立する環境ビジネスモデルとなっている。灯油等の化石燃料消費と温室効果ガスを削減するとともに、災害時の熱源確保による地域防災力の向上にも貢献している。
令和元～2年度	川上村 (10,180)	補助制度を活用した保育園への地中熱設備導入や新庁舎の導入可能性調査を契機として、国の補助金等の獲得につなげ、令和5年竣工の新庁舎へ地中熱空調を全面導入するなど、再生可能エネルギー導入と脱炭素化の取組へと発展した。その結果、県内市町村の公共建築物として初となる「ZEB Ready」認証を取得し、全国的にも先進的な事例となっている。
令和元～2年度	佐久穂町 (14,000)	県補助で設備設計を進めていた「佐久穂水力発電株式会社」による「大石川第一水力発電所（最大出力199kW）」が竣工。地域の豊富な水資源を地域主導の電源へと変え、令和5年度に全量売電を開始した。

※（ ）は補助額：千円

## (2) 自然保護

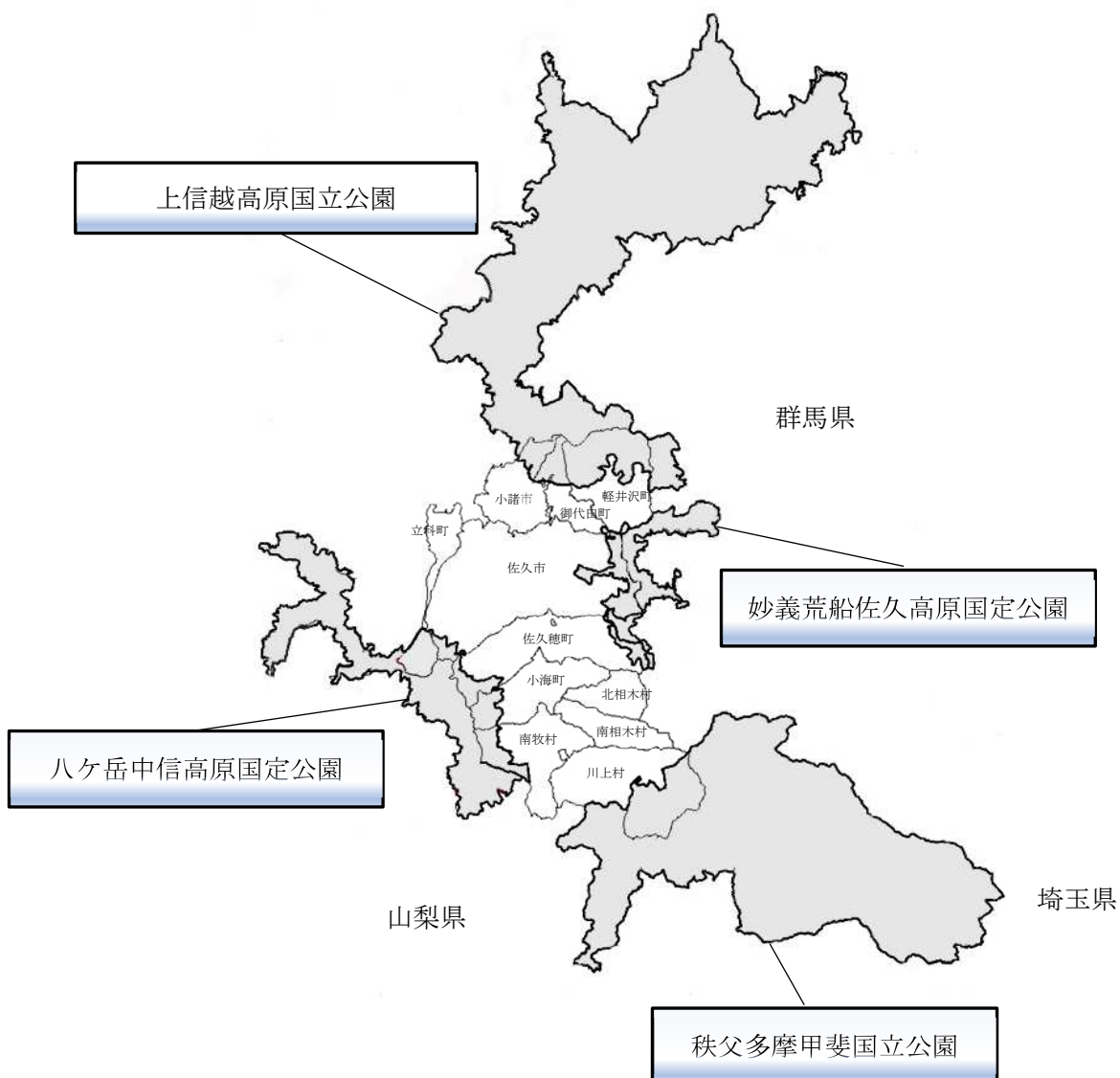
### ア 自然公園等の状況

#### (ア) 自然公園

自然公園等の概要は、以下のとおりです。

公園名 (関係都県)	指定年月日	公園総面積 (ha)	管内面積 (ha)	関係市町村
上信越高原国立公園 (長野、群馬、新潟)	S24.9.7	148,194	12,265	小諸市、軽井沢町、 御代田町
秩父多摩甲斐国立公園 (長野、山梨、東京、埼玉)	S25.7.10	126,259	9,716	川上村
八ヶ岳中信高原国立公園 (長野、山梨)	S39.6.1	39,857	10,059	佐久市、佐久穂町、 小海町、南牧村、立科町
妙義荒船佐久高原国立公園 (長野、群馬)	S44.4.10	13,123	5,061	佐久市、佐久穂町、 軽井沢町、御代田町

※公園総面積は県外分を含む。



(イ) 自然環境保全条例に基づく指定地域

区 分	地 域	指 定 年月日	面 積 (ha)	関係市町村
自然環境保全地域	天狗山	H3. 3. 28	35. 90	川上村
郷土環境保全地域	新海三社神社 <small>しんかいさんしゃじんじや</small>	S54. 10. 1	27. 85	佐久市
	津金寺 <small>つがねじ</small>	S60. 2. 25	5. 70	立科町
	貞祥寺 <small>ていしょうじ</small>	S63. 1. 28	3. 40	佐久市
大規模開発調整地域	国立・国定公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、都市計画区域の用途地域及び農業振興地域の農用地区域を除く地域	S54. 10. 1	-	全市町村

注) 自然環境保全地域：優れた自然環境を保全するため、条例に基づき指定され、一定の行為について許可又は届出が義務付けられている地域をいう。

郷土環境保全地域：地域固有の自然環境や歴史的・文化的環境を保全するため、条例に基づき指定され一定の行為について届出が義務付けられている地域をいう。

大規模開発調整区域：良好な生活環境を維持するため、大規模な開発の調整を図ることが特に必要な地域について、条例に基づき指定され一定の行為について届出が義務付けられている地域をいう。

## イ 自然公園法に基づく行為の許可状況

自然公園については、優れた景観や貴重な高山植物を保護するため、工作物の新增改築等を規制しています。

特別保護地区及び特別地域（1種・2種・3種）では許可が、普通地域では届出が義務付けられています。

公園名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	許可	届出	許可	届出	許可	届出	許可	届出	許可	届出
上信越高原国立公園	20	11	7	6	9	6	16	0	12	0
秩父多摩甲斐国立公園	1	0	1	2	0	0	0	0	2	0
八ヶ岳中信高原国定公園	48	0	61	0	61	0	42	0	39	0
妙義荒船佐久高原国立公園	11	0	11	0	8	1	6	0	14	0
計	80	11	80	8	78	7	64	0	67	0

【令和7年度の許可の種類別内訳】※()内は自然公園法第68条に基づく国の機関の協議件数

公園名	工作物の 新改増築	木竹の伐 採・損傷	植物の採 取等	鉱物・土 石の採取	土地の形 状変更	広告物の 設置	その他	計
上信越高原国立公園	12 (1)	0	0	0	0	1	0	13 (1)
秩父多摩甲斐国立公園	1	0	1	0	0	0	0	2
八ヶ岳中信高原国定公園	28	4	0	1	1	5	3	42
妙義荒船佐久高原国定公園	12 (1)	0	0	1	1	0	0	14 (1)
計	53 (2)	4	1	2	2	6	3	71 (2)

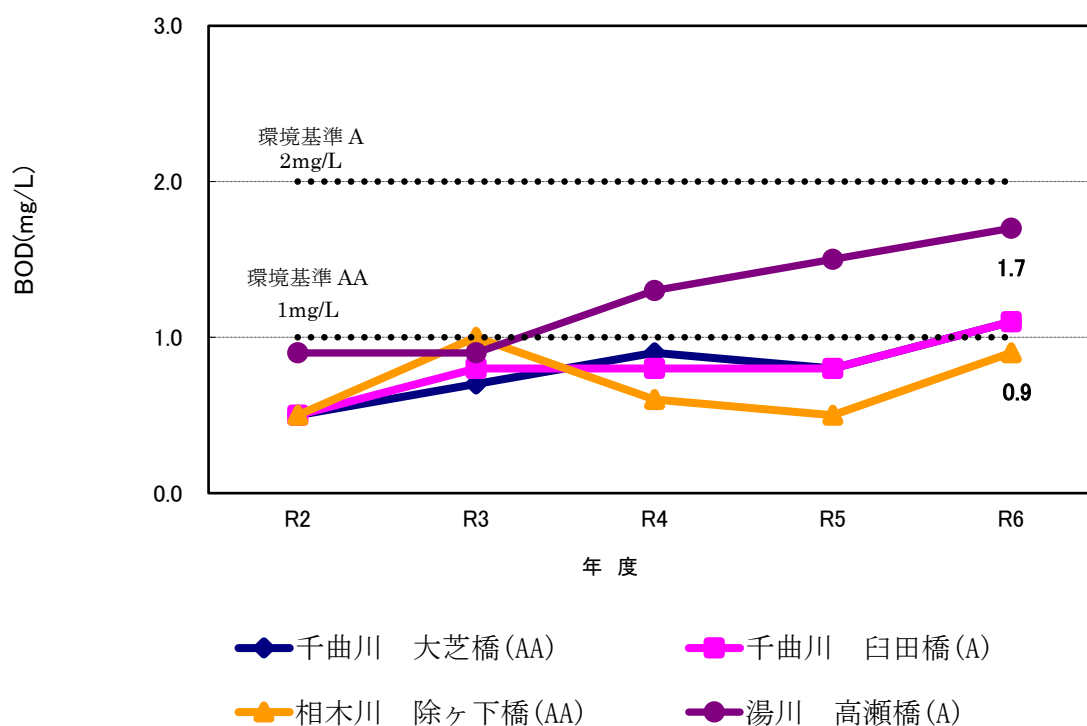
### (3) 水・大気環境の保全

#### ア 水環境の保全

##### (ア) 水質常時監視

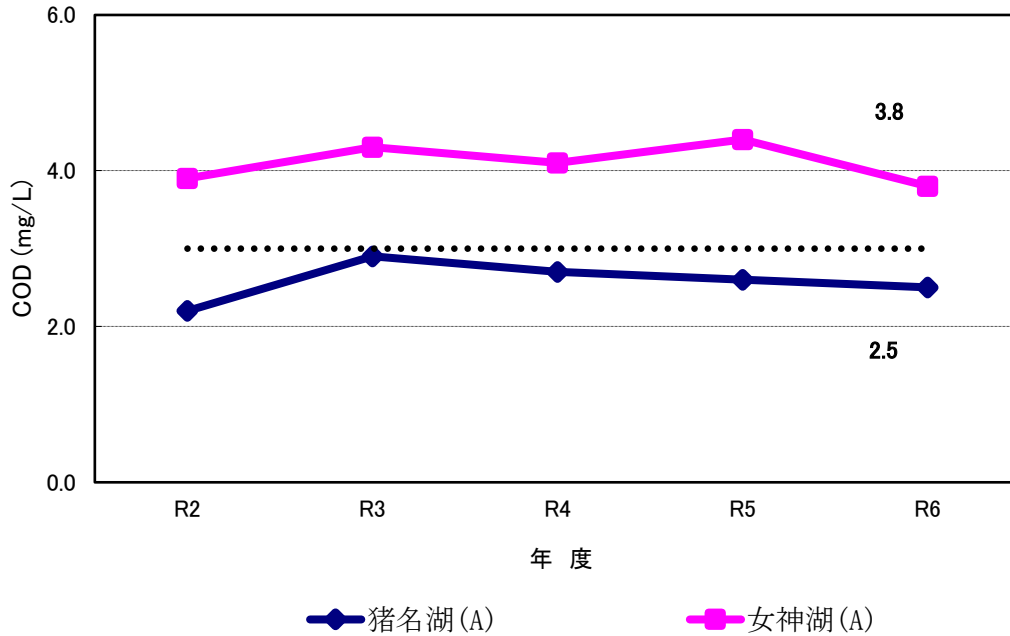
水質汚濁防止法に基づき、県で水質測定計画を策定し、管内では3河川(4地点)、2湖沼(2地点)において、水質常時監視等の水質監視を実施しています。令和6年度の河川水質状況については、千曲川上流部の大芝橋においてBOD(生物化学的酸素供給量)が環境基準を達成できなかったものの、その他の地点では環境基準を達成しています。千曲川上流域部(大芝橋)は最も厳しいAA類型(BOD1mg/L以下)が適用されるなど平常時は水質が良好な地点ですが、渇水期は流量が少ないため、わずかな汚濁負荷の流入によってBODが上昇しやすい特性があり、降水量等の自然的要因が複合的に影響していると推測されます。また千曲川支流の湯川(高瀬橋)において環境基準を達成しているものの令和4年度以降BODがやや高い傾向が見られます。

河川の水質(BOD)経年変化

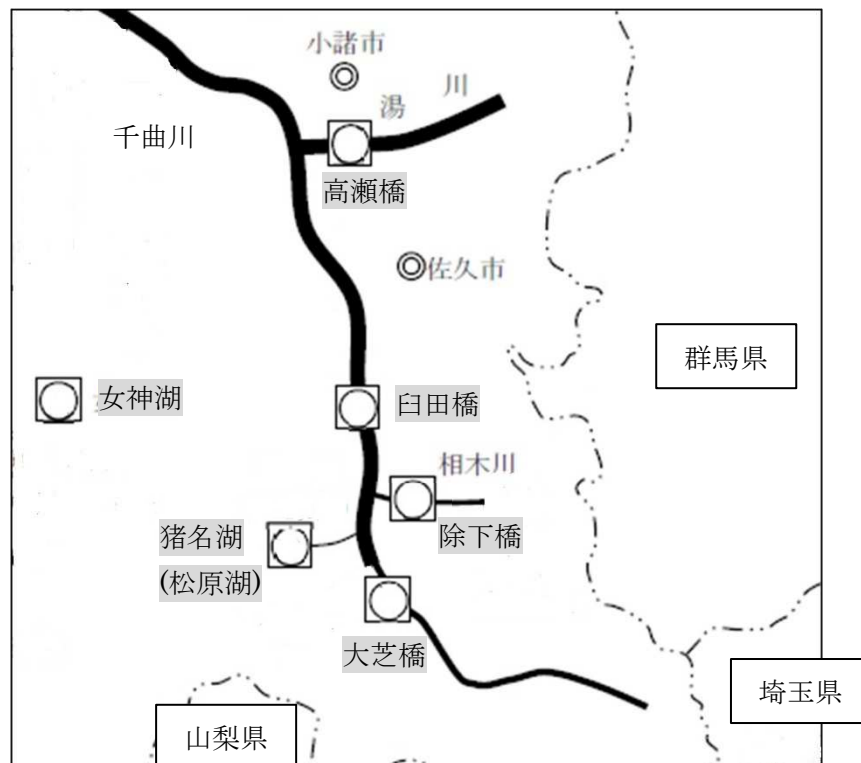


湖沼は、女神湖において、COD（化学的酸素要求量）が環境基準を達成していない状況が継続しています。女神湖は農業用ため池として整備された人工湖であり、水の入れ替わりが少ない閉鎖的な環境です。そのため、一度流れ込んだ汚濁物質が沈殿・蓄積しやすくなっています。猪名湖は、環境基準を達成しており、水質は良好な状態にあります。

湖沼の水質(COD)経年変化



水質監視地点



※主要な河川を表示

(イ) 水資源対策

長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を、原則として市町村長からの申出により「水資源保全地域」として指定しています。指定状況は以下のとおりです。

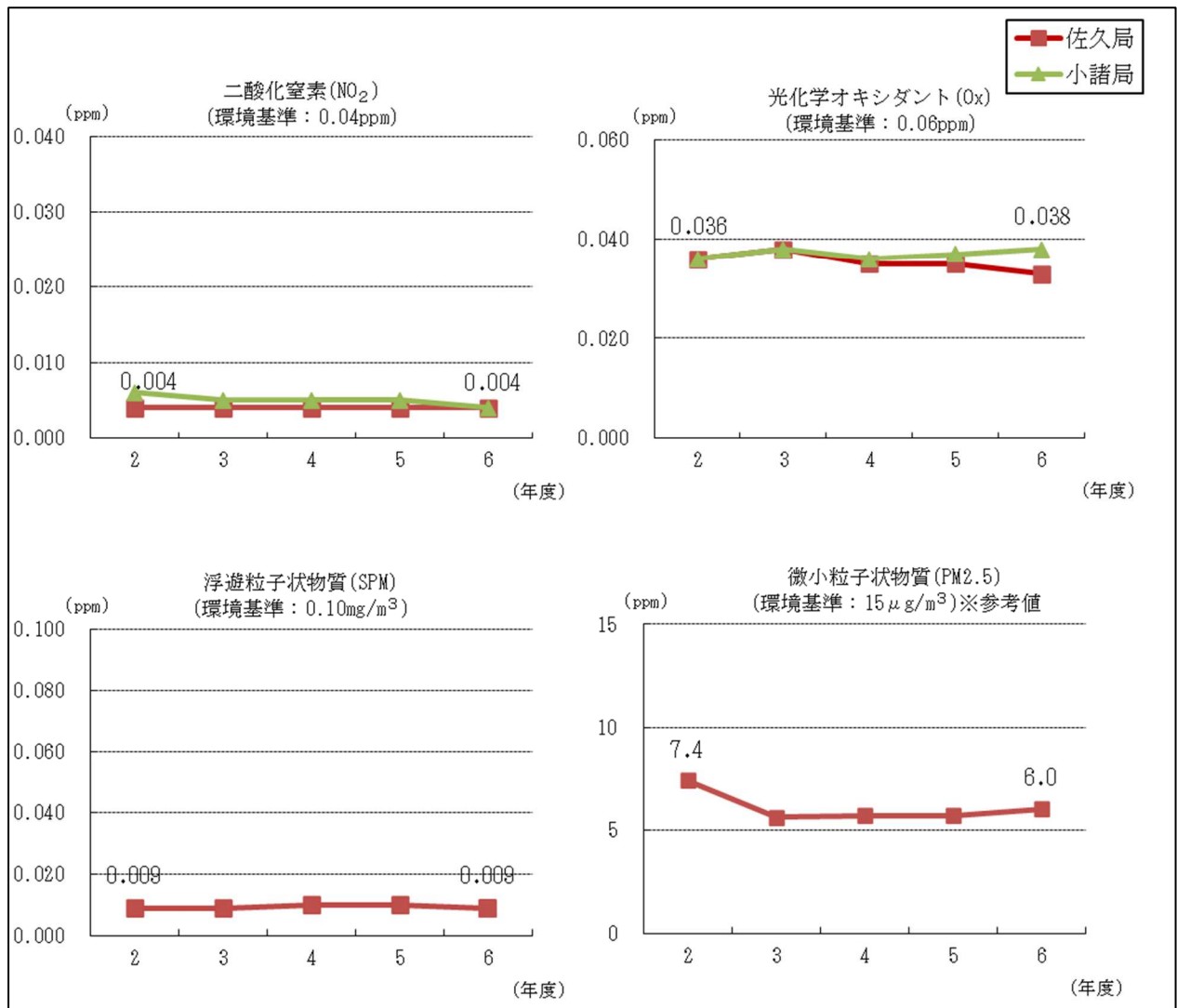
「水資源保全地域」に指定されると、土地を売る又は地上権若しくは賃借権を設定する契約を締結しようとする場合には、土地所有者は3か月前までに、必要事項を知事に届け出る必要があります（森林以外で500㎡未満の土地取引等については、届出は不要）。

市町村	指定地区名（水資源保全地域）	地区数	指定面積（ha）
佐久市	川瀬、寺久保、合の沢、湯沢、赤谷、東地、初谷、東（第1・第2）	8	371.81
小海町	五箇	1	64.34
南相木村	栗生、立原、鳥の向、三川	4	68.91
計		13	505.06
全県 (6市町村)		22 (27水源)	599.51

## イ 大気環境の保全

大気汚染防止法に基づき、県で大気測定計画を策定し、管内では「佐久局（佐久合庁）」と「小諸局（東信教育事務所）」の2カ所で大気汚染物質の常時監視を実施しています。地域の大気状態を把握するだけでなく、関東地方からの広域的な汚染（越境汚染）や浅間山の火山活動による影響を受けやすい地域でもあるため、佐久局が広域的な監視拠点を担い、小諸局が迅速な把握拠点として監視体制を築いています。現在、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）の全項目において環境基準を達成しており、大気の状態は良好に保たれています。

大気汚染の経年変化



## (4) 水道

佐久地域は早くから企業団による広域的な水道整備と、市町村で設置した団体による共同水質検査が実施されています。一方、小規模水道も多く、これは国内有数のリゾート地である軽井沢町の別荘地の水道や、地形的な要因等から統合できない山間部の集落の水道が存在するためです。普及率は99.5%とほぼ100%に達しており、今後は水道事業の広域連携が課題です。

### ア 水道普及率

水道普及率

(令和6年3月31日現在)

単位	箇所数				人		%	箇所数	
	上水道	簡易水道	専用水道	計	現在給人口	人口		普及率	法定外水道 飲料水供給施設
小諸市	1	1	0	2	40,172	40,343	99.6	2	2
佐久市	3 (2)	1	1	5 (2)	96,772	96,841	99.9	2	4
小海町	0	3	0	3	3,855	4,108	93.8	4	3
佐久穂町	1 (1)	2	1	4 (1)	9,608	9,734	98.7	2	2
川上村	0	2	0	2	3,895	3,905	99.7	0	0
南牧村	1	0	0	1	3,017	3,108	97.1	0	0
南相木村	0	1	0	1	856	903	94.8	3	0
北相木村	0	1	0	1	676	676	100.0	0	0
軽井沢町	1	10	9	20	19,621	19,830	98.9	2	0
御代田町	2 (1)	0	1	3 (1)	16,328	16,330	100.0	0	0
立科町	1	3	0	4	6,217	6,221	99.9	0	0
計	10 (4)	24	12	46 (4)	201,017	201,999	99.5	15	11
事業体数	7	25	17	49					
県	74 (14)	122	43	239 (14)	1,971,598	1,990,408	99.1	91	122

注1 ( ) 内の数字は、複数の市町村にまたがる水道施設の内数です。

注2 水道普及率 =  $\left( \frac{\text{現在給水人口}}{\text{人口}} \times 100 \right)$

注3 上水道 : 計画給水人口が5,001人以上の水道  
 簡易水道 : 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道  
 専用水道 : 寄宿舍、住宅等における自家用水道  
 飲料水供給施設 : 計画給水人口が50人以上100人以下の給水施設  
 簡易給水施設 : 計画給水人口が概ね20人以上50人未満の給水施設

注4 人口は、長野県が公表している「毎月人口異動調査」に基づき集計。

## イ 水道水源保全対策

長野県水環境保全条例に基づき、水道水源を保全するため特に必要な区域として、水道水源保全地区を指定しています。指定状況は以下のとおりです。

地区内において、ゴルフ場の建設、廃棄物の最終処分場の設置又は1ヘクタールを超える土石類の採取等の土地の形質の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければなりません。

市町村	指定地区名（水道水源保全地区）	地区数	指定面積（ha）
南牧村	所沢	1	265
北相木村	横屋沢、寄沢	2	52
計		3	317
全県(27市町村)		46	3,764

## (5) 生活排水対策

生活排水の適正な処理は、河川の浄化に直結します。このため、市町村と連携を取りながら公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進しています。管内は面積が広く、国内有数の別荘地を抱えており、集落も分散しているという地域特性があるため、県平均に比べ下水道による割合が低く、各家庭で処理を行う浄化槽の割合が高い傾向にあります。浄化槽は、一人ひとりが管理する施設ですので、設置後の適切な保守点検や清掃、法定検査といった継続的な維持管理が欠かせません。

汚水処理人口普及率

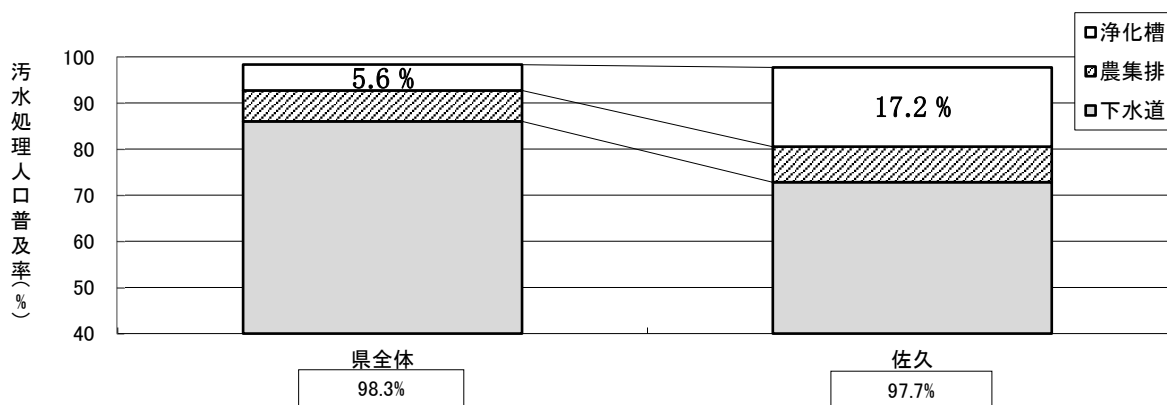
(令和7年3月31日現在)

市町村	人口(人)	処理人口(人)				普及率			
		下水道	農業集落排水	浄化槽	計	下水道	農業集落排水	浄化槽	計
管内	206,522	150,361	15,957	35,517	201,835	72.8%	7.7%	17.2%	97.7%
県	2,002,777	1,722,129	134,472	112,968	1,969,569	86.0%	6.7%	5.6%	98.3%

注1 数字は、令和7年3月31日現在。ただし、令和7年4月1日供用開始告示人口を含む。下水道は公共下水道、特定環境保全公共下水道を含む。浄化槽は、コミュニティプラントを含む。

注2 人口は住民基本台帳数字を基本とし、外国人を含まない。

注3 四捨五入を行っているため合計が合わないことがある。



## (6) 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設について、立入検査を行い、地域環境の保全に努めています。

一般廃棄物処理施設の種類・数と主な公共施設

(施設)

(令和8年5月1日現在)

施設の 種類	施設 数	処 理 能力計	主な公共施設	処 理 能 力
し 尿 処理施設 (kl/日)	5	532	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久環境衛生組合 佐久平環境衛生センター</li> <li>・浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センター</li> <li>・上田地域広域連合清浄園</li> <li>・長和町汚泥再生処理センター</li> <li>・川西保健衛生施設組合川西衛生センター</li> </ul>	83 123 280 10 36
コミュニティ プラント (m <sup>3</sup> /日)	6	570	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市平井地区地域し尿処理施設</li> <li>・南牧村川平西地区コミュニティプラント</li> <li>・立科町藤沢コミュニティプラント</li> <li>・寺坂住宅団地コミュニティプラント</li> <li>・山崎地区コミュニティ・プラント処理施設</li> <li>・白樺池コミュニティ・プラント処理施設</li> </ul>	105 46 126 88 85 120
ご み 焼却施設 (t/日)	6 (炉数) 13	424	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市・北佐久郡環境施設組合 佐久平クリーンセンター</li> <li>・川西保健衛生施設組合 川西清掃センター</li> <li>・小諸市 クリーンヒルこもろ</li> <li>・上田地域広域連合 上田クリーンセンター</li> <li>丸子クリーンセンター</li> <li>東部クリーンセンター</li> </ul>	110 20 24 200 40 30
堆肥化施設 (t/日)	3	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市堆肥製産センター</li> <li>・東御市生ごみリサイクル施設</li> <li>・長和町生ごみ堆肥化処理施設</li> </ul>	13 4 2
ご み 処理施設 (t/日)	27	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンヒルこもろ</li> <li>・佐久穂町廃棄物処理施設(不燃)</li> <li>・川西保健衛生施設組合川西清掃センター (不燃物処理施設)</li> <li>・軽井沢町塵介処理場(粗大ごみ処理)</li> <li>・東御市不燃物処理施設</li> <li>・上田市不燃物処理資源化施設</li> </ul>	6 2 8 10 20 32

## (最終処分場)

施設数	処理能力 (m3)	主な公共施設	処理能力 (m3)	残余量 (m3)
17	1,167,446 残余量計 140,288	・ 上田市下室賀最終処分場	100,000	0
		・ 小諸市野火附廃棄物埋立処分場(第3期)	29,000	12,499
		・ 佐久市うな沢第2最終処分場	148,000	36,600
		・ 佐久市宇とう南沢処理場	241,920	46,400
		・ 東御市一般廃棄物最終処分場	23,786	7669
		・ 小海町草刈久保最終処分場	82,695	2,239
		・ 川上村営ゴミ処理場	42,255	14,201
		・ 南牧村一般廃棄物最終処分場	2,980	2,899
		・ 御代田町井戸沢一般廃棄物最終処分場	30,670	9,486
		・ 長和町一般廃棄物処理場	25,320	6100
		・ 長和町唐沢山危険物処理場	6,636	534
・ 川西一般廃棄物最終処分場	36,900	1,695		

## (7) 産業廃棄物

### ア 産業廃棄物処理業許可業者数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者について立入検査を行い、公害防止及び地域環境の保全に努めています。

また、跡を絶たない廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、排出事業者、処理業者の指導及び産業廃棄物運搬車両の指導点検、建設リサイクル法の施行に伴う解体現場の指導を実施するとともに21名の不法投棄監視連絡員を委嘱し、不法投棄の早期発見・防止に努めています。

(令和8年5月1日現在)

区分	収集運搬業				処 分 業						合計 (件)
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			
	管内	県外	管内	県外	中間処理のみ	最終処分のみ	中間処理・最終処分	中間処理のみ	最終処分のみ	中間処理・最終処分	
佐久	211	475	4	84	30	—	1	—	—	1	—
上田	219		15		21	—	1	—	—	—	—
合計	430	475	19	84	51	—	2	—	—	1	1,062

### イ 産業廃棄物処理施設数

(令和8年5月1日現在)

区 分	事 業 者		処分業者		計		
	佐久	上田	佐久	上田	佐久	上田	合計
汚泥の脱水施設	1	2	1	1	2	3	5
汚泥の焼却施設	1		1		2		2
廃油の焼却施設	1	1	1		2	1	3
産業廃棄物の焼却施設	1		2	2	3	2	5
廃プラスチック類の破碎施設			13	4	13	4	17
廃プラスチック類の焼却施設	1		2		3		3
木くず・がれき類の破碎施設	9		46	26	55	26	81
汚泥コンクリート固化施設			1		1		1
遮断型最終処分場			1		1		1
安定型最終処分場	1			1	1	1	2
管理型最終処分場			1		1		1
計	15	3	69	34	84	37	121

注1 単 位：施設数

注2 事 業 者：自社の産業廃棄物のみを処理する者

注3 処分業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分業の許可等を有する者

注4 処理施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条による許可を有する施設

注5 最終処分場は埋立終了しているものを除く。